一四の二	二九八、六二八トン
一五	四三七トン
一六	八、二〇五トン
一七	七三、八四八トン
一八	九、三〇六トン
一九	九三八トン
二〇	二二八トン
二一	一七、三七四トン
二二	一六八トン
二三	三、〇六七トン
二四	五〇トン
二五	〇トン
二六	九八八トン
二七	五、一七六トン
二八	二トン
二九	二二〇トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三　二、九三七、四〇五トン	
一四　一〇八、六七五トン	

○財務省告示第二百九十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十四万千五百七十九トン

二　冷凍牛肉　十八万六百四十トン

2　平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万七千七百八十四トン

二　冷凍牛肉　七万六千三百三十七トン

○財務省告示第二百九十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十万八千六百十二トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十万八千六百五十五トン

○財務省告示第二百九十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　六万二千七百七十六トン

二　冷凍牛肉　十万七百三十四トン

○厚生労働省告示第三百三十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月一日から適用する。

平成二十九年十月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～六十一　（略） 六十二　削除	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～六十一　（略） 六十二　切除支援のための気管支鏡下肺マーキング法　微小肺病変（肺悪性腫瘍が疑われ、又は診断のついた定型的な肺葉間以外の切離線の設定が必要なものであり、かつ、術中に同定することが困難と予測され、切除マージンの確保に注意を要するものに限る。） 六十三～七十九　（略） （新設）
六十三～七十九　（略） 八十　ニボルマブ静脈内投与及びドセタキセル静脈内投与の併用療法　進行再発非小細胞肺がん（ステージがⅢB期、ⅢC期若しくはⅣ期又は術後に再発したものであって、化学療法が行われたものに限る。）	

○国土交通省告示第九百六十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年十月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－72号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝41ｄＢ）	タフテックスＴ　Ｒ－1	株式会社タフ興産	愛媛県今治市郷新屋敷町五丁目２番18号